

産業創造資金（産業立地貸付）② （工場・研究施設・物流施設）

この資金の特徴

- ☑ 大規模な工場等の立地にも対応できる資金です。
- ☑ 20億円(対象経費の70%以内)までご利用いただけます。
- ☑ 太陽光パネルや風力発電施設を建物と一体的に整備する場合にもご利用いただけます。
- ☑ 融資期間は最長で15年間^(※1)と長期の安定した資金調達が可能です。

※1 融資実行額が10億円を超える場合に限りです。

次のような方におススメです

- 県内に新たに工場^(※2)や物流施設^(※3)等を設置したい。

※2 工場とは、製造業又は情報サービス業の用に供する施設のことで。

※3 物流施設とは、原材料・製品の貯蔵・保管のほか、製品の小分け等の物流加工、流通全体の管理運営等を行う施設のことで。

融資条件

		設備資金	
		信用保証付き	信用保証なし
限度額		対象経費の70%以内で20億円	
利率 (年以内)	5年超15年以内	年2.5%	年2.6%
	3年超 5年以内	年2.3%	年2.4%
	1年超 3年以内	年2.1%	年2.2%
		令和8年10月1日現在の利率です。(固定金利)	
期間・償還方法		融資実行額が10億円以内の場合 → 1年超12年以内	
		融資実行額が10億円を超える場合 → 1年超15年以内	
		据置2年以内 元金均等月賦償還	
担保		取扱金融機関(及び信用保証協会)との協議により定める	
保証人		個人:原則として不要 法人:原則として代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度の要件を満たし、経営者による保証の提供を希望しない場合は不要	
信用保証		取扱金融機関との協議により定める	
		(保証料 年0.45%~1.59%以内) 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乗せとなる	—

資金使途

設備資金のみ

土地、建物、建物附属設備(電気設備、給排水設備、その他建物に附属する設備)、構築物、当該資金対象の建物と一体的に整備する創エネ・省エネ・蓄エネ設備(製造又は加工修理工程を形成する設備は除く。)の取得に必要な資金

ただし、次の資金使途は融資対象になりません。

- × 設置済み(土地取得済み等)又は支払済みの設備のための資金
- × 法令に違反する設備及び県外に設置する設備のための資金
- × 申込者以外が使用する設備のための資金
- × 生産設備取得のための資金
- × 住宅、株式、乗用車の取得資金 等

融資については取扱金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしてもご希望に添えない場合があります。

融 資 対 象 者

産業創造資金(産業立地貸付:工場・研究施設・物流施設)は、次の1～5の全てに該当する方(個人、会社、NPO法人、組合等)を対象としています。

1 次の区分のいずれかに該当する。

区分	融資対象者の条件
①工場	ア～ウのいずれかに該当し、県内に立地する。 ア 敷地面積1,000㎡以上の土地を取得又は賃借し、かつ、建築面積500㎡以上の工場を建築又は取得。 イ 敷地面積が9,000㎡以上又は生産施設の建築面積が3,000㎡以上となるような、工場の建築、取得又は敷地の拡張。 ウ 計画的に整備され、かつ、不特定企業を対象に一般公募により分譲された県内の工業団地等に工場を建築又は取得。
②研究施設	県内で敷地面積1,000㎡以上となるような、研究施設の建築、取得、又は敷地の拡張。
③物流施設	ア、イのどちらかに該当する。 ア 計画的に整備され、かつ、不特定企業を対象に一般公募により分譲された県内の工業団地等に物流施設を建築又は取得。 イ 県内に敷地面積1,000㎡以上の土地を取得又は賃借し、かつ、建築面積500㎡以上の物流施設を建築又は取得。

2 信用保証対象業種[一般にいう商工業者のほとんどが対象となりますが、原則として農林漁業、金融業(一部例外あり)、学校法人、宗教法人等は対象となりません。]を営んでいる。

3 申込みの日以前1年以上引き続き同一業種を営んでいる(申込み日以前1年以上引き続き同一事業を営んでいる会社により設立された会社を含みます。)

4 事業税等を滞納していない。

5 事業に必要な許認可等(開発許可・農地転用を含む。)を取得している。 等

申込みにあたっての必要書類

申込みに必要な書類	備考
埼玉県中小企業制度融資申込書(県所定様式1-3)	・県HP(https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/07j-forms.html)からダウンロード
事業税の納税証明書等	・事業税の税額等の証明又は滞納がないことの証明 ・個人事業税の課税対象とならない事業を営んでいる個人は、県民税及び市町村民税の納税証明書等
最新2期分の確定申告書(決算書)の写し	・2期目の確定申告又は決算が終了していない場合は1期分で可
許可書・登録書等の写し	・必要な業種の場合
特約書(ひな形:県所定様式28)	・融資実行に先立ち取扱金融機関に提出
見積書の写し等	・見積書、カタログ等の資金使途が分かる資料
本資金の利用に係る必要書類	・登記事項証明書又は商業登記簿謄本の写し(会社設立からの経緯が全て分かるもの) ・市町村の許可書の写し及び許可に係る各計画申請書等の写し ・会社概要説明書(子会社が申込みの場合) ・工業用地譲受申込書の写し(県企業局が造成分譲する産業団地に物流施設を新設する場合) ・埼玉県産業創造資金(産業立地貸付)工場新設(変更)計画申出書(県所定様式18)(工場立地法で定める市町村への届出対象に該当しない工場の建築、取得又は敷地の拡張を行う場合) ・埼玉県産業創造資金(産業立地貸付)物流施設新設(取得)計画書(県所定様式19)(既存施設を取得する又は、県企業局が造成分譲する産業団地以外に新設する場合)
【信用保証協会必要書類】	・印鑑証明書、登記事項証明書 等 ・事業者選択型経営者保証非提供制度に基づき保証人による保証の提供を希望しない場合は保証協会所定の「『事業者選択型経営者保証非提供制度』要件確認書兼誓約書」、提供する場合は保証協会所定の「『経営者保証に関するガイドライン』等」に係るご説明

※ 金融機関や保証協会の審査過程において、上記以外の書類が必要となる場合があります。

受 付 場 所

埼玉県産業労働部経営・金融支援課

取 扱 金 融 機 関

銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫
の、原則県内に所在する本支店

※日本政策金融公庫、ゆうちょ銀行、農業協同組合、労働金庫では取り扱いができません。

お問い合わせはこちらまで

・埼玉県産業労働部経営・金融支援課 企画・制度融資担当

電 話：048-830-3801・3803

さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁本庁舎5階



詳細につきましては、県経営・金融支援課ホームページ
をご覧ください。 [埼玉県制度融資で検索](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/)
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/>